

TMI 中国最新法令情報 —(2021年9月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。近時のバックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(https://www.tmi.gr.jp/service/global/asia-pacific/2021/)

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 個人情報保護法	
2. 部門規則	
(1) 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定 (試行)	
(2) 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法	
二. 連載 中国法実務のイロハ / 第四弾: 企業買収のイロハ	13
(第8回 法務 DD の頻出事項)	
三. 中国法務の現場より	20
(1) 電子運転免許証の取得	
(2) 「浦東新区法規」が2本成立	

一. 中国最新法令（2021年8月中旬～2021年9月中旬公布分）

1. 中央法規

(1) 個人情報保護法¹

全国人民代表大会常務委員会 2021年8月20日公布、2021年11月1日施行

① 背景

ICT技術の発展に伴い、個人情報の漏洩事故がしばしば見受けられており、個人情報保護に関する法的整備に迫られている。近年、個人情報保護、サイバーセキュリティ、データセキュリティに関する数十件の法令が公表され、電子商取引、金融、通信等を含む複数の業界分野における企業が適用対象となり、政府による制限・監督がより促進されるものと考えられる。

2020年10月21日に個人情報保護法（草案）、2021年4月29日に個人情報保護法（第二次審議案）が公表された後、活発な議論を経て、2021年8月20日に個人情報保護法（以下「本法」という。）は、全国人民代表大会常務委員会でも可決され、2021年11月1日に施行されることとなった。本法は、全8章74条で構成され、個人情報の取扱いを中心として、取扱規則、越境移転、個人権利、取扱者の義務、所管機関及び法的責任等の内容が定められている。

本法が制定される以前は、個人情報の保護に関する統一的な法令は存在しておらず、サイバーセキュリティ法、民法典等といった各法律に個別且つ部分的に定めが置かれていたにとどまり、体系的な法律の制定が期待されており、本法の制定により、ようやく個人情報保護に係る体系的な法的枠組みが整備されたものといえる。

以下、個人情報保護法の主な内容について紹介する。

② 主な内容

ア 個人情報に係る定義²

個人情報とは、電子的又はその他の方法をもって記録され、既に識別され、又は識別しうる自然人に係る各種の情報をいう。ただし、匿名化処理された後の情報は含まれない。

本法の適法対象は、個人情報の取扱活動、具体的には個人情報の収集、保存、使用、加工、移転、提供、公開、削除などが含まれる。

イ 個人情報の取扱いに係る基本原則

- 個人情報の取扱いは、適法、正当、必要と誠実の原則を遵守しなければならない³。
- 個人情報の取扱いは、明確かつ合理的な目的がなければならず、且つ、取扱目的に直接関連し、個人権益への影響を最小限にする方法を採用しなければならない⁴。
- 個人情報の取扱いは、公開、透明の原則を遵守しなければならず、個人情報取扱規則

¹ 「中华人民共和国个人信息保护法」

² 本法第4条

³ 本法第5条

⁴ 本法第6条

を公開し、取扱目的・方法及び範囲を明示するものとする⁵。

ウ 個人情報の取扱活動に係る法的根拠⁶

個人情報を取り扱うためには、下記のいずれかに該当する場合を除き、個人から同意を取得することが必要である。

- 個人を一方の当事者となる契約の締結、履行に必要な場合、又は法により制定された労働規則と法により締結された集団契約に従って人事管理を実施するために必要な場合
- 法定の職責又は法定の義務の履行に必要な場合
- 突発的公衆衛生事件への対処又は緊急事態における自然人の生命健康や財産の安全の保護に必要な場合
- 公共の利益のために、メディア報道、世論監督などを実施するに際して、合理的な範囲内で個人情報を取り扱う場合
- 本法の規定に従い、合理的な範囲内で個人が自ら公開した又はその他の既に適法に公開された個人情報を取り扱う場合
- 法律、行政法令に定めるその他の場合

エ 同意

(a) 基本原則：十分な説明を受けたうえでの明確・自主的な同意⁷

(b) 以下の場合、個人から個別同意を取得することが必要。

- 個人情報取扱者によるその他の個人情報取扱者への個人情報の提供⁸
- 個人情報取扱者による個人情報の公開⁹
- 個人情報取扱者によるセンシティブ個人情報の取扱い¹⁰
- 個人情報取扱者による個人情報の越境提供¹¹
- 個人情報取扱者による公共場所に設置される画像収集設備、又は個人身分識別設備を通じて収集されるものを公共安全以外の目的への使用¹²

(c) 法律又は行政法令がセンシティブ個人情報の取扱時における書面による同意の取得義務を規定している場合¹³

(d) 同意の再取得

- 個人情報の取扱目的、取扱方法、又は取り扱う個人情報の種類に変更が生じる場合¹⁴

⁵ 本法第7条

⁶ 本法第13条

⁷ 本法第14条

⁸ 本法第23条

⁹ 本法第25条

¹⁰ 本法第29条

¹¹ 本法第39条

¹² 本法第26条

¹³ 本法第29条

¹⁴ 本法第14条

- 合併、分割、解散、破産宣告等の原因により個人情報の移転が必要なとき、受領者が上記事項を変更する場合¹⁵
- 個人情報取扱者が、自ら取り扱った個人情報を他の個人情報取扱者に提供する場合で、受領者が取扱目的又は取扱方法を変更する場合¹⁶

オ 告知

法律又は行政法令が秘密保持義務又は告知不要の事由を定めている場合を除き、原則として、以下に定める内容について個人に対して告知をすることが必要である¹⁷。

- 個人情報取扱者の名称・氏名及び連絡先
- 個人情報の取扱目的、取扱方法及び取り扱う個人情報の種類及び保存期間
- 個人が本法の定める権利を行使する方法及び手続
- 法律又は行政法令に定めるその他の告知事項
- 上記事項に変更が生じたとき、当該変更内容を告知しなければならない。

カ センシティブ個人情報

(a) センシティブ個人情報とは、一旦漏洩や違法に使用がなされると、容易に個人の人格の尊厳が侵害され、人身、財産の安全に危害が及ぶ個人情報をいい、生体識別、宗教信仰、特定の身分、医療・健康、金融口座、行動履歴等の情報及び 14 歳未満の未成年者の個人情報が含まれる¹⁸。

(b) 取扱前提： 特定の目的＋十分な必要性＋厳格な保護措置¹⁹

(c) 告知内容の増加：センシティブ個人情報を取り扱う必要性 + 個人権益への影響²⁰

(d) その他

- 未成年者の個人情報を取り扱う場合、個人情報の取扱いに関する特別な規定を設けなければならない²¹。
- 法律又は行政法令にセンシティブ個人情報の取扱時における関連する行政許可の取得義務が規定されており、又はその他の制限が規定されているときは、当該規定に従う²²。

キ 自動意思決定²³

個人情報取扱者は、意思決定の透明性及び結果の公平・公正を確保しなければならず、取引価格などの取引条件に関し、個人に不合理な差別をしてはならない。

¹⁵ 本法第 22 条

¹⁶ 本法第 23 条

¹⁷ 本法第 17 条、第 18 条

¹⁸ 本法第 28 条第 1 項

¹⁹ 本法第 28 条第 2 項

²⁰ 本法第 30 条

²¹ 本法第 31 条

²² 本法第 32 条

²³ 本法第 24 条

自動意思決定の方法を通じて個人にプッシュ型情報配信、ビジネス・マーケティングを行う場合、当該個人の特徴を対象としない旨の選択肢を同時に提供し、若しくは個人に対して簡便な拒絶方法を提供するものとする。

自動意思決定により個人の権益に重大な影響を及ぼす決定がなされる場合、個人は個人情報取扱者に説明を要求することができ、また、個人情報取扱者は、自動意思決定の方法のみによって行われた決定を拒絶することができる。

ク 個人情報の越境提供

(a) 越境提供に係る法的根拠²⁴

- 国家インターネット情報部門によって手配される安全評価に合格したこと
- 国家インターネット情報部門の規定に従って専門機構による個人情報保護認証を行ったこと
- 国家インターネット情報部門が作成した標準契約に従い、中国国外の提供先と契約を締結し、双方の権利・義務を約定したこと
- 法律、行政法令又は国家インターネット情報部門が定めたその他の条件

(b) 告知及び同意取得義務²⁵

個人情報取扱者が中国国外に個人情報を提供する場合には、以下の各事項を告知するとともに、個別同意を取得する必要がある。

- 中国国外の提供先の名称・氏名、連絡先
- 中国国外の提供先の取扱目的、取扱方法、取り扱う個人情報の種類
- 個人が中国国外の提供先に対し本法の規定する権利を行使する方法、手続等

(c) 重要情報インフラ運営者等の安全評価義務

重要情報インフラ運営者及び個人情報の取扱いが国家インターネット情報部門の定める数量に達した個人情報取扱者は、中国国内において収集・発生した個人情報を中国国内に保存しなければならない。中国国外に提供する必要がある場合、国家インターネット情報部門による安全評価に合格しなければならない²⁶。

ケ 個人の権利

(a) 知る権利及び決定・制限・拒否権²⁷

(b) 閲覧・複製・訂正・削除権²⁸

(c) 移転指定権

個人がその指定する個人情報取扱者への個人情報の移転を要求する場合、個人情報取扱者は、所管部門が定める条件を満たす場合、移転の手段を提供しなければならない²⁹。

²⁴ 本法第 38 条

²⁵ 本法第 39 条

²⁶ 本法第 40 条

²⁷ 本法第 44 条

²⁸ 本法第 46 条、第 47 条

²⁹ 本法第 45 条

(d) その他

死者の生前に別段取り決めがない限り、近親族は、死者に関連する個人情報に対し、閲覧、複製、是正、削除等の権利を行使することができる³⁰。

コ 個人情報取扱者の義務

(a) 個人情報保護責任者の確定

- 取り扱う個人情報が国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報取扱活動及び関連する保護措置等に監督責任を負わせなければならない³¹。
- 中国域外の個人情報取扱者は、中国域内で専門機構を設立し、又は指定代表を設置し、これをもって個人情報保護に関連する事務の取扱いについて、責任を負わせなければならない³²。

(b) プラットフォーム運営者の特別義務³³

重要インターネット・プラットフォーム・サービスを提供し、そのユーザーの数が膨大であり、業務類型が複雑な個人情報取扱者は、下記の義務を履行するものとする。

- 国の規定に従って個人情報保護コンプライアンス・システムを構築し、主に部外者による構成される独立機関を設立し、個人情報保護状況に監督責任を負わせること
- 公開、公平、公正の原則に従い、プラットフォーム・ルールを制定し、プラットフォーム内における商品・サービス提供者の個人情報取扱規範と個人情報保護義務を明確にすること
- 個人情報を取り扱うプラットフォーム内の商品・サービス提供者が法律、行政法令に重大に違反する場合、サービスの提供を停止すること
- 個人情報保護社会責任報告書を定期的に公布し、社会の監督を受けること

サ 法的責任

(a) 行政処罰

本法の規定に違反して個人情報を取り扱い、又は個人情報の取り扱いにあたって本法に規定されている個人情報保護義務を履行しない場合には以下のとおり行政処罰を受ける可能性がある³⁴。

- 所管部門から是正命令、警告、違法所得の没収を命じられる。
- 個人情報を違法に取り扱うアプリについて、サービス提供の一時停止又は終了を命じられたにもかかわらず、是正しない場合、100 万円以下の過料に処する。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員に対しては、1 万元以上 10 万円以下の過料を処する。

³⁰ 本法第 49 条

³¹ 本法第 52 条

³² 本法第 53 条

³³ 本法第 58 条

³⁴ 本法第 66 条第 1 項

上記の違法行為が存在し、その情状が重大な場合には以下のとおりである³⁵。

- 所管部門からは是正命令、違法所得の没収を命じられ、5000 万元以下又は前年度の売上高の 5%以下の過料に処される。また、関連する業務の一時停止若しくは整理、業務許可若しくは営業許可の取消しを命じることができる。
- 直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員は、10 万元以上 100 万元以下の過料に処し、一定期間において関連企業の董事、監事、高級管理職及び個人情報保護担当者を担当してはならないと決定することができる。

(b) 信用公示³⁶

本法に規定する違法行為がある場合、関連法律、行政法令の規定に基づき信用ファイルに記入し、公示する。

2. 部門規則

(1) 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行）³⁷

国家インターネット情報弁公室、中華人民共和国国家発展改革委員会、中華人民共和国工業情報化部、中華人民共和国公安部、中華人民共和国交通運輸部 2021 年 8 月 16 日公布、2021 年 10 月 1 日施行

① 背景

昨今、ICT 技術が自動車産業の発展にも浸透しており、次世代自動車の開発における重点は、スマート化、新型エネルギーなどに置かれている。AI 運転をはじめとする人工知能技術の普及に伴い、自動車のデータ取扱能力が強化される一方、個人情報を含むデータ安全に関する問題点及び潜在的リスクも顕在化している。

中国国家インターネット情報弁公室は、2021 年 4 月 12 日付けで「自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（意見募集稿）」を公表した。パブリックコメント募集終了後、僅か 2 か月というスピードで「自動車データ安全管理に関する若干の規定（試行）」（以下「試行規定」という。）が公表された。

試行規定は、特定の産業分野のデータセキュリティを保護対象とする初の法令であり、自動車業界の実情を考慮に入れ、当該分野におけるデータセキュリティ・個人情報保護に関する法的整備を行ったものであり、自動車産業にとっては重大な意義を有すると思われる。

試行規定は、自動車の設計、生産、販売、運営、保守などの個人情報及び重要データを取り扱う全ての行為を適用対象とし、自動車産業における個人情報及び重要データの定義、取扱規則及び保護措置を明確にしている。自動車メーカーはもとより、川上・川下を問わず自動車産業に関与するその他の企業全般に対して、データ・コンプライアンス体制の構築が要請されることとなり、対策が必要となる。

³⁵ 本法第 66 条第 2 項

³⁶ 本法第 67 条

³⁷ 「汽车数据安全若干规定（试行）」

以下、試行規則の主な内容について紹介する。

② 主な内容

ア 関連定義³⁸

(a) 自動車データ

自動車の設計、生産、販売、運営、保守などに関連する個人情報及び重要データをいう。

(b) 個人情報

電子的又はその他の方法で記録された、識別された、または識別可能な自動車の所有者、運転者、搭乗者、車外人員等に関する各種の情報をいう。ただし、匿名化処理後の情報は含まれない。

(c) センシティブ個人情報

一旦漏洩や不法利用がなされると、差別を受け、又は人身、財産の安全に重大な危害が及ぶ恐れのある個人情報をいい、車両走行記録、音声、動画、画像と生物識別特徴等の情報が含まれる。

(c) 重要データ

一旦改ざん、破壊、漏洩又は不正取得、不正利用がなされると、国家安全、公共利益又は個人・組織の適法な権益に損害を与える恐れのあるデータをいい、具体的には、以下のデータを含む。

- 軍事管理区域、国防科学工業に係る機関、県レベル以上の党及び政府機関等の重要・機微なエリアでの地理情報、人流情報、車両流量情報などのデータ
- 車両流量、運送情報など経済進行状況を反映するデータ
- 自動車充電ネットワークの運行データ
- 顔認証やナンバープレートなどに関する情報を含む車外動画、画像データ
- 個人情報の主体が10万人以上に及ぶ個人情報
- 国家インターネット情報部門と国务院発展改革、工業及び情報化、公安、交通運輸に関連する部門が明確にする、国家安全、公共利益又は個人・組織の適法な利益に影響を及ぼす可能性のあるその他のデータ

(d) 自動車データ取扱者

自動車データ取扱活動を行う組織をいい、自動車メーカー、部品及びソフトウェアのサプライヤー、販売代理店、修理工場、配車サービス企業などを含む。

イ 取扱原則³⁹

- 車内取扱原則：車外に提供する必要がある場合を除き、車外に提供してはならないこと
- 黙示不収集原則：運転者が自ら設定する場合を除き、毎回運転するに際して、その初期設定は収集しない状態とすること

³⁸ 試行規則第3条

³⁹ 試行規則第6条

- 精度・範囲適用原則：提供する機能・サービスに必要なデータ精度に基づき、カメラ、レーダー等の範囲、解像度を確定すること
- 非特定化取扱原則：可能な限り匿名化处理・非識別化处理などを行うこと

ウ 告知

自動車データ取扱者が個人情報を取り扱うにあたっては、ユーザーマニュアル、車載LED、音声、自動車の使用に関連するアプリケーション・プログラムなどの明確な方法で、個人に対し、以下の事項を告知しなければならない⁴⁰。

- 取り扱う個人情報の種類：車両走行記録、運転習慣、音声、動画、画像及び生体識別特徴などを含む
- 各種の個人情報の収集に関する具体的な状況及び収集停止の方法と経路
- 各種の個人情報の取扱目的、取扱用途、取扱方式
- 個人情報の保存場所、保存期間、又は保存場所、保存期間を確定する規則
- 個人情報の閲覧、複製及び車内における個人情報の削除、車外に提供した個人情報の削除を請求する方法と経路
- ユーザーの権益に関する事務担当者の氏名と連絡先
- 法律、行政法令が規定するその他の告知すべき事項

エ 同意

自動車データ取扱者による個人情報の取り扱いにあたっては、個人の同意を取得しなければならず、又は法律、行政法令の規定するその他の状況に合致しなければならない⁴¹。

オ センシティブ個人情報の取扱い

自動車データ取扱者によるセンシティブ個人情報の取扱いは、下記の要求又は法律、行政法令及び強制性のある国家基準などに合致しなければならず、安全運転の目的を有し、かつ十分な必要性がある場合に、自動車データ取扱者は、指紋、声紋、顔、心拍数など生体識別特徴に係る情報を収集することができる⁴²。

- 直接に個人にサービスを提供する目的を有すること（安全運転の強化、AI 運転、ナビゲーションなどを含む）
- マニュアル、車載 LED、音声及び自動車の使用に関連するアプリケーション・プログラムなど明確な方法で、その必要性和個人に対する影響を告知すること
- 個人から個別同意を得なければならず、個人が自ら同意期間を設定できるようにすること
- 安全運転の確保を前提に、適切な方法で収集状態を提示し、個人による収集の停止に便宜を提供すること
- 個人から削除請求を受けた場合、自動車データ取扱者は、10 営業日以内に削除しなければならないこと

⁴⁰ 試行規則第7条

⁴¹ 試行規則第8条

⁴² 試行規則第9条

カ 自動車データ取扱者の義務

自動車データ取扱者は、重要データを取り扱う場合、関連する規定によりリスク評価を行い、省レベルの所管部門にリスク評価報告及び自動車データ安全管理状況年度報告書を提出しなければならない⁴³。

自動車データ取扱者は、重要データを越境移転する場合、安全評価を行う必要がある⁴⁴。

(2) 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法⁴⁵

税関総署 2021年9月13日公布、2021年11月1日施行

① 背景

税関総署は2018年3月3日付けで「税関企業信用管理弁法」⁴⁶を公表し、本弁法は税関の企業信用管理体制に係る法的枠組みを明確にした。その後、中国における信用体制の発展の迅速化に伴い、企業信用管理に係る法的整備も課題となっていた。

2019年頃より、国務院弁公庁は、「社会信用体制の推進の迅速化及び信用に基づき新型監督管理体制の構築に係る指導意見」⁴⁷、「信用喪失約束制度の更なる改善及び信用建設の長期化体制の構築に係る指導意見」⁴⁸を続々と公表し、社会信用を利用することにより監督管理体制の革新を要求してきた。

そして近年、税関管理と企業のニーズが変化しており、新しい状況に対応することも求められていたことから、税関総署は、「税関登録登記及び届出企業信用管理弁法」（以下「本弁法」という。）を制定、公布した。本弁法は、「税関企業信用管理弁法」の枠組みを踏襲しつつ、企業信用等級の整備や信用等級別の優遇措置の追加などを行い、また、信用喪失懲戒制度、信用回復体系なども定めている。

以下、本弁法における重要な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 企業信用等級の整備⁴⁹

- ▶ 税関は、企業からの申請に基づき、本弁法に定める基準及び手続により認証される高級認証企業に対し、便利な管理措置を実施する。
- ▶ 税関は、収集される信用情報に基づき、本弁法に定める基準及び手続により、信用喪失企業と判断される違法な企業に対し、厳格な管理措置を実施する。
- ▶ 税関は、高級認証企業及び信用喪失企業以外の企業に対し、通常管理措置を実施する。

⁴³ 試行規則第10条、第13条

⁴⁴ 試行規則第11条

⁴⁵ 「海关注册登記和备案企业信用管理办法」

⁴⁶ 「海关企业信用管理办法」

⁴⁷ 国弁発〔2019〕35号

⁴⁸ 国弁発〔2020〕49号

⁴⁹ 本弁法第4条。本弁法においては、企業が三つの信用等級（高級認証企業・一般信用企業・信用喪失企業）に分類され、「税関企業信用管理弁法」における、従来の一般認証企業は取り消される。

イ 高級認証企業に係る管理措置の変更

(a) 再認証期間の調整⁵⁰

- 税関は、5年毎に高級認証企業に対して再認証を行うものとする。企業信用状況に異常がある場合、税関は、不定期で再認証を実施することができる。
- 企業が再認証により高級認証企業に必要な基準を満たさないと判断された場合、税関は、再認証不合格決定書を発行し、高級認証企業証明書を回収するものとする。

(b) 専門機構補助制度の導入⁵¹

- 税関は、民間の仲介機構に委託することにより、高級認証企業の認証・再認証に関する問題点に対し、専門意見を求めることができる。
- 上記の専門意見は、税関による認証・再認証の参考とすることができる。

(c) 優遇措置の強化

高級認証企業は中国税関の「AEO」⁵²に当たる。高級認証企業に対し、輸出入貨物通関手続及び関連する業務手続の優先処理、他の国・地域へ農業産品、食料品等の輸出入企業登録の優先推薦などの管理措置を適用する⁵³。

ウ 信用喪失懲戒制度の改定

(a) 認定基準の明確化⁵⁴

企業が下記の状況のいずれかに該当する場合、税関は信用喪失企業と認定する。

- 税関調査により密輸犯罪が発見され、公安部門が立件、調査を行い、かつ司法機関が法によって刑事責任を追及する場合
- 密輸行為により税関から行政処罰を受ける場合
- 非通関企業の1年以内の税関監督管理規定違反により税関から行政処罰を受けた回数が、前年度の通関証明書、輸出入届出リスト、輸出入運送手段積荷証明書等の証票（以下「関連証票」という。）の総数の千分の1を超え、かつ税関から受けた行政処罰の累計金額が100万円を超える場合
- 通関企業の1年以内の税関監督管理規定違反により税関から行政処罰を受けた回数が、前年度の関連証票の総数の万分の5を超え、かつ税関から受けた行政処罰の累計金額が30万円を超える場合

⁵⁰ 本弁法第19条。本弁法により、高級認証企業の再認証期間は、3年から5年に変更される。

⁵¹ 本弁法第20条

⁵² AEOとは、税関が認証した経営者（Authorized Economic Operator）をいう。

⁵³ 本弁法第30条第3号、第4号。そのほか、従来輸出入貨物平均検査率が通常管理措置実施企業平均検査率の50%を下回ること、輸出入貨物平均検査率が通常管理措置実施平均検査率の20%を下回ること、輸出入貨物通関手続の優先処理、税関に担保の免除を申請できること、査察・検査の頻度を軽減させること、輸出貨物が税関監督管理区に到着する前に税関申告ができること、税関が企業のために調整員を設けること、AEO相互認証国家あるいは地区税関の通関利便性措置、国家関連部門が実施する信用遵守合同インセンティブ措置、不可抗力のため中断された国際貿易の回復後の優先通関なども、高級認証企業の優遇措置として規定されている。

⁵⁴ 本弁法第22条

- 前年度の関連証票の総数を計算することができないとき、1年以内の税関監督管理規定違反により税関から行政処罰を受け、非通関企業についてはその行政処罰の累計金額が100万円を超え、通関企業についてはその受けた行政処罰の累計金額が30万円を超える場合
- 納付期間満了日から3か月を超えて税金が支払われなかった場合
- 納付期間満了日から6か月を超えて1万元以上の過料、没収される違法な所得額及び追徴される密輸貨物・物品の相当額が支払われなかった場合
- 税関職員の法に基づく職務の執行に抵抗・妨害し、法によって処罰される場合
- 税関職員に賄賂を使うことで過料に処され、又は法によって刑事責任が追及される場合
- 法律、行政法令、税関規則に定めるその他の場合

(b) 重大な信用喪失企業の新設⁵⁵

信用喪失企業が下記のいずれかに該当する場合、税関は、法律、行政法令等により合同懲罰を実施し、かかる企業を重大な信用喪失主体リストに掲載するものとする。

- 輸入出食品安全管理規定・輸入出化粧品監督管理規定への違反、又は固体廃棄物の密輸により、法によって刑事責任が追及される場合
- 固体廃棄物の違法輸入により、税関から250万人民元以上の過料に処される場合

エ 信用回復制度の構築⁵⁶

重大な信用喪失主体リストに掲載されていない信用喪失企業は、信用喪失行為を是正し、悪影響を除去し、かつ下記の条件を満足する場合、信用回復を申請することができる。

- 本弁法第22条第2号、第6号に定める事由により、信用喪失企業と認定された日から1年以上経過した場合
- 本弁法第22条第3号に定める事由により、信用喪失企業と認定された日から6か月が経過した場合
- 本弁法第22条第4号、第5号に定める状況により、信用喪失企業と認定された日から3か月が経過した場合

信用喪失企業は、信用喪失企業と認定された日から連続2年間において、上記の信用喪失企業と認定された原因となる事由が未発生の場合、税関は、当該企業に対し信用回復を決定する。信用喪失企業が重大な信用喪失主体リストに掲載されている場合、税関は、当該企業をリストから削除し、関連部門に通報するものとする。

但し、法律、行政法令及び党中央、国务院の政策文書により、信用回復ができないと規定される場合、税関は信用を回復してはならない。

(苗曉艷・中国法顧問)

⁵⁵ 本弁法第23条

⁵⁶ 本弁法第26条、第28条、第29条

二. 連載 中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ（第7回／全9回）

第1回	2021年2月号	中国での企業買収の在り方
第2回	2021年3月号	企業買収のプロセス
第3回	2021年4月号	法務DDの実施方法
第4回	2021年5月号	法務DDの頻出事項①(組織)
第5回	2021年6月号	法務DDの頻出事項②(許認可・環境)
第6回	2021年7月号	法務DDの頻出事項③(資産)
第7回	2021年8月号	法務DDの頻出事項④(人事労務)
第8回	2021年9月号	取引契約の交渉と締結
第9回	2021年10月号	取引契約の履行

第8回 取引契約の交渉と締結

第3回から第7回までで説明してきました法務DDの調査結果等をふまえ、買収の当事者は取引契約（持分譲渡契約、増資契約といった資本取引契約、または株主間契約、事業提携契約等）の枠組みを決定し、その具体的な条項について協議を始めることとなります。

第8回は、企業買収の取引契約の交渉と締結において留意しておくべきと思われる事項を解説します。

Q4.8.1 中国企業との間における取引契約の交渉において、特に日本企業同士での交渉と異なる、あるいは留意をしておくべき事項は何でしょうか。

中国企業との間における取引契約の交渉は、中国と日本における商慣習、文化の違いが特に顕著に顕れる場面の一つです。

中国企業は交渉においてはロジックよりも合理性を重視して、臨機応変な、非常に柔軟な対応、交渉をしていく傾向が、日本企業との交渉と比較しても強いといえます。そのことが時には日本企業からすれば理不尽と感じられることもあります。日常生活における買い物においても交渉をすることが当たり前の中国ですので、交渉の場面においてもそのようなカルチャーが現れることは覚悟する必要があります。

場合によっては、法務DDを実施するに先立って、拘束力のある基本合意書を締結しているにもかかわらず、法務DDの実施後、本契約を締結する場面においては、そのような合意書で定められた内容を大きく変更し、翻すような主張や要求をされることもあります。特に、本特集の第2回でもご紹介したとおり、中国におけるM&Aにおいては、FAが介在することが未だそこまで主流ではなく、当事者同士が直接的に契約交渉を行う形式が今でも一般的であることから、相手方となる中国企業をハンドリングすることは容易なことではありません。

そのような場合でも、合理的なロジックを持って対峙し、契約交渉上における優位性を相手方に譲らないよう、冷静な対応をすることは、中国企業との交渉において特に重要な心構えであるといえます。

Q4.8.2 中国企業との交渉に立ち会う人員について、注意すべき事項はありますか。

中国企業は、日本企業に比べてもスピーディーな意思決定を行う傾向にあり、且つ、日本企業に対しても同様のスピード感を持った契約交渉を求めてくることが多いといえます。

したがって、例えば取引契約の交渉も、契約書上でのマークアップのやり取りをメールのみで行うというよりも、相対で直接意見や要望をぶつけ合いながら、契約条件をブラッシュアップし、まとめていくということの方が多いいえます。

その観点から、中国企業との交渉においては、そのようなスピード感に対応するために、当該契約の条件や契約の締結に関し、権限を有する方が立ち会われることが非常に重要といえます。無論、これは中国企業側に対しても同様に要求すべきことであり、相互に一定の決裁権限を有する者同士が議論をすることで、スピーディーな契約交渉を行うことができるのが望ましい形であると思われます。

ただ、権限を有する方がその場で判断をすることにつき、不安がある場合には、交渉の場に弁護士を同席させるなどして、不合理な内容の合意が成立してしまうこと防ぐといった対応が考えられます。

Q4.8.3 中国企業との交渉は、直接面談をしながら行った方が良いですか。それとも、ウェブ会議システム等を通じて行うことでも良いですか。

Q4.8.2でも触れたとおり、中国企業が契約取引の交渉をするにあたっては、やはり面談、相対で行うことが好まれる傾向があります。したがって、可能であればやはり、どちらかの当事者の事業場所又は外部の会議室等で相互に集まって、対面で契約交渉を行えることが理想といえます。

他方、昨今は新型コロナウイルスの流行により、日中間の往来が著しく制限されていることから、日中相互に契約当事者が出張で相手方に出向くということが非常に困難な状況となっています。そのため、ビデオ会議システムを通じて相手方と契約交渉をするという場面も、従前に比べると非常に多くなっています。

ただ、やはりビデオ会議システムを通じた交渉では、発言をするにあたっての「間」や、「空気感」をとらえることが難しい面もあり、適切な発言のタイミングを逃すことによって、交渉の流れが変わってしまうということもあります。特に、中国企業との取引をするにあたっては、会食をしながらの腹を割った意見交換、腹の探り合いといった、水面下での駆け引きも非常に重要な一つの要素であるところ、ビデオ会議システムを通じた交渉ではそういった水面下での駆け引きをすることが難しいため、交渉を円滑に前に進めにくいということもあります。

したがって、中国企業と日本企業間の契約交渉において、昨今の状況に照らして、相互に移動したうえで面談、相対で交渉をすることが難しいとしても、例えば日本企業側に現地法人、その駐在員がおり、且つ現地法人や駐在員がプロジェクトに関与しているような状況がある場

合には、当該駐在員をして中国企業側と直接交渉の場に行かせるといったことも積極的に検討するのが望ましいと思われます。

Q4.8.4 自らがマジョリティとなるかマイノリティとなるかで交渉上の争点にどのような差異が生じますか。

近時は、中国企業側が日本企業の技術や事業の価値を見込んで、事業上の提携のために、中国企業に日本企業からの出資を呼び込むというケースも多く見られるようになっており、そのようなケースにおいては、日本企業がマイノリティ株主として経営に参加することも広く見られます。

日本企業がマイノリティ株主として経営に参加する場合には、実質的な経営権は中国企業側にあることが通常ですので、日本企業としてはマイノリティ株主として、その株主としての権利が損なわれないように注意する必要があります。

マイノリティ株主としてどこまでの権利を持つのか（すなわち株主会や董事会における権限をどこまで持たせるか、経営に対しての権限を持たない代わりに一定の配当保障を要求するのかなど）、このような資本上の提携のほかに業務上の提携をすることで利益を確保することができるのかといった点が交渉におけるポイントになります。

特に、外商投資法の施行に伴い、中外合弁企業における最高意思決定機関は株主会となり、株主会における決議も会社法にしたがうことになったところ、定款変更、会社の増資減資、合併等の組織変更といった事項について会社法上3分の2以上の株主による決議が必要とされているほかは、原則として定款によって議事方法を定めることができることとなっています。

そのため、マイノリティ株主として確保すべき権限があるのであれば、一部の決議事項については、全会一致事項として定めるように交渉するといったことも十分にあり得るところです。

Q4.8.5 取引契約における支払い条件に関する交渉で、特に議論になり得るポイントはありますか。

たとえば持分譲渡取引がなされる場合、法的には取引の当事者間で持分譲渡の効力が発生する時点として合意された時点をもってその効力が生じます。もっとも、これらの取引による株主、持分比率等の変動については変更登記がされることによってようやく第三者に対抗することができるようになりますので、持分の譲り受け側としては、対価の払い込みをする前提として変更登記の完了、あるいは新たな営業許可証が発行されたことを前提条件として、ようやく取引対価の送金に臨むということが多いといえます。この場合には、売主側において対価の支払いを受ける前に変更登記手続を実施し、買主側がその後に取引対価を支払うことをもってクローゼングとすることになります。

他方、このように先に変更登記手続を実施した後の支払いとなった場合には、売主側としては対価回収リスクを全面的に負うこととなりますので、売主側としては変更登記手続の実施にかかわらず、契約締結後一定期間内の代金支払いを求め、変更登記手続については最大限協力

するという協力義務を負うにとどめるということも考えられます。このように、特にクロスボーダーでの取引においては対価の支払い時期については双方当事者にとって極めて重要な事項として議論になり得る点といえます。

当事者の公平という観点から、上記のような取引を実行するにあたってエスクロー口座を利用するということがあります。この場合には、買手側としてはクロージングに先立ってエスクロー口座に取引対価の全部又は一部を入金しておき、クロージングの前提条件が満たされたことを前提として、クロージング日において、当事者双方が、エスクロー開設銀行に対する送金指示の実行と経営権の移転に必要な書類等の引き渡しを行うことによってクロージングとすることもあります。

Q4.8.6 クロージングの前提条件に関する交渉で、特に議論になり得るポイントがありますか。

Q4.8.5 で説明した変更登記手続の完了もクロージングの前提条件としてよく議論される点とはいえませんが、例えば契約締結に先立って行われた各デューディリジェンスを通じて、取引の対象となる会社に問題や是正事項が発見された場合には、当該問題の是正や解決がなされることを前提条件としてクロージングを行うとすることが通常です。

ただ、発見された問題がクロージングまでに是正、解決することができるものなのか、という点は検討が必要です。例えば、中国企業のデューディリジェンスをすることにより高頻度で検出されるものの、容易に解決や是正をすることができない類の問題としては、従業員の未払い残業代、社会保険・住宅積立金の未納付や過少申告といったものがあります。これらの問題は一般的には長期間にわたって恒常的になされていることが多いので、理論的に発生している未払い残業代や未納付となっている社会保険・住宅積立金の金額も非常に高額となっている可能性があり、これをクロージング前に完全に是正させるとなった場合には、かえってクロージングに先立って対象会社に大きなキャッシュアウトをさせることになり、経営状況を圧迫してしまう恐れもあります。また、社会保険の従業員個人負担分の追納金を誰が負担するかといった問題や、過去の問題を掘り返すことで労使関係の安定性に影響を与えるなど、実務上対応が容易とは言えない問題も存在します。

したがって、このような問題が発見されたとしても、買主としてはクロージングの前提条件としてその是正を求めるのではなく、クロージング後の是正事項として位置付けたうえ、万が一それらの問題が顕在化したような場合には売主に対して特別補償を求めるという形で落着かせることが多いと思われます。

Q4.8.7 表明保証条項に関する交渉で、特に議論になり得るポイントがありますか。

取引契約において、買主、売主の双方が行う表明保証に関する条項自体は、日本国内における M&A におけるものと中国国内におけるものとの、大きく相違するというものではありません。

ただ、Q4.8.6でも記載したとおり、デューディリジェンスを通じて発見される問題点も少なからず存在することが通常であるところ、そのような問題点も含めて表明保証するのか、又はそれらの問題点は表明保証の対象から除外して特別補償の対象とするにとどめるのかといった点は議論になりうる点といえます。

例えば日本企業が中国子会社の持分譲渡をする、というケースでは、場合によっては売主となる日本企業が売却前において子会社の管理、経営状況について十分に把握ができていなかったということもあり得ます。その場合には、当然事前にベンダーデューディリジェンスを実施したうえで予め問題点を自身で把握しておくということもできますが、それだけでは問題点を把握しきれないということも十分にあり得ます。

その場合には、売主の表明保証をする際に、どこまで表明保証が可能か、表明保証から除外すべき事項がないかといった点は慎重に判断をしなければならないといえます。また、「売主の知る限り●●は存在しないこと」、とか「売主の知り得る限り●●は存在しないこと」などといった条項については、日本国内のM&Aであれば比較的一般的なものとして見かけるものですが、中国国内では必ずしも一般的、普遍的な条項とまではなっておらず、「知る限り」「知り得る限り」といった文言の曖昧さを巡ってシビアな議論となる可能性がある点は留意する必要があります。

Q4.8.8 取引契約の締結にあたっては、署名と捺印のいずれか、あるいはどちらも必要でしょうか。

中国法上、契約を締結するにあたっては、署名又は押印のいずれかがあれば契約が成立するとされています⁵⁷。ただ、持分譲渡契約や株主間契約といった重要な契約を締結するに際しては、法律上の規定にかかわらず、署名、捺印のいずれも行うことが多く、そのためのサイニング又は調印式を行うことも一般的です。

Q4.8.9 中国企業との間で取引契約を締結したいのですが、日中間の往来が制限されており、対面でのサイニングが困難です。このような場合、どのような方法で契約を締結すべきでしょうか。

仮に中国企業と日本企業との間の契約を締結する場合、従前のように自由な往来ができていた時は、どちらかが一方の所在国へ出向いて調印式を行うということも一般的に行われていました。

しかし、日中間の往来が著しく制限されている昨今の状況下、あるいはその他の事由により相手所在国に出向いて双方が面前で署名捺印を行うことが困難な場合も多々あり得るところです。

このような場合、一番オーソドックスな契約締結方法は、一方が署名押印した契約書の原本を他方当事者に郵送し、他方当事者が署名捺印したうえで返送するというものです。この場合

⁵⁷ 民法典第490条第1項

には、サインが完了するまでに若干のタイムラグが生じますが、確実な契約締結方法といえます⁵⁸。

しかし、スケジュール上、上記のような契約書原本のやり取りをしたうえで契約を成立させることが困難で、タイムリーに契約を締結、成立させる必要がある場合には、電子メールでの電子ファイルの交換による契約締結という方法が採られることもあります。すなわち、契約締結日において、双方の当事者が署名欄に署名捺印をした契約書の電子データを相互に交換する、あるいは一方の当事者が署名捺印した契約書の電子データを相手方当事者に送付し、その電子データを印刷したもののうえに他方当事者が署名捺印し、これを返送する形で契約を締結するということもありえます。

ただ、単に電子データ上でのやり取りのみでは、書類としての原本性が乏しくなることから、最終的には郵送による原本の交換によって、締結済み契約書の原本を作成することが望ましいといえます。上記のような電子データ上のやり取りは、あくまで定まっている契約締結日において契約が締結、成立されたこととするための一つの便宜上の措置と扱うことが無難であると考えられます。

Q4.8.10 取引契約の締結にあたっては、日本語と中国語の双方が必要でしょうか。あるいは、片方の言語のみで足りるのでしょうか。

中国企業と日本企業とが取引契約を締結する場合には、一般的には日本語版と中国語版の2つの言語で作成しなければならないという法令上の要求があるわけではないものの、相互に契約に対する理解が正しくなされることを担保するために、それぞれの言語で作成、締結されることが通常です⁵⁹。

他方、日本語版と中国語版とで作成、締結される場合には、万が一、日本語と中国語とで意味や内容に齟齬があった場合に、どちらの内容を基準として解釈するべきかという問題が生じることがあり、その観点から言語条項も合わせて定められます。

どちらの言語を優先するかはケースバイケースではありますが、一般的には当該取引契約の紛争解決条項に合わせて優先言語が定められることが多いかと思われます。すなわち、もしも中国の仲裁機関等での紛争解決条項が定められている場合であれば中国語優先、他方、日本の仲裁機関等での紛争解決条項が定められている場合であれば日本語優先、とすることが多いように思われます。但し、このように紛争解決条項と言語条項が必然的にリンクするものでもあ

⁵⁸ この場合に、どの時点で契約が成立したこととなるかは、実際の契約条項の定め方によります。逆に、契約条項で契約成立時点を明確に合意しておかないと、契約成立時点が不明となる可能性が高いため、注意が必要といえます。

⁵⁹ 但し、中国国内での持分譲渡取引が発生する場合、変更登記手続において持分譲渡契約が必要となりますが、この場合には中国語での作成が必要となります。もっとも、変更登記手続において作成、提出する持分譲渡契約は非常に簡単な内容のもので足り、当事者間で定める詳細な取引条件についてはその中で規定しておく必要はありません。実務的には、変更登記手続用に作成する形式的なシンプルな持分譲渡契約と、当事者間の実質的な合意事項を細かく規定する持分譲渡契約の二つを作成するということがあります。

りませんので、契約当事者間の交渉力に応じて定められるものと考えておけば足りるかと思われ
れます。

(王嶺・弁護士)

三. 中国法務の現場より

1. 電子運転免許証の取得

9月1日より、北京、青島等の28の都市において、電子運転免許証の申請と使用が開始された。報道によれば、2022年までに、全国での電子運転免許証の使用、運用が整備される見込みとのことである。

電子運転免許証は、交通管理局のアプリ「交管12123」で申請することができ、まずは、このアプリをダウンロードし、身分証明証番号や電話番号等実名で登録する必要がある。各種情報を正確に入力したうえで、顔認証を行うと、電子運転免許申請番号と時間が表示され、申請の手続は完了となる。申請完了後、公安交通管理部門は、1営業日以内に審査を行い、審査結果はショートメールにより申請者に対して通知されることとされているところ、筆者も実際に申請したところ、10分ほどでショートメールを受け取り、電子運転免許の申請が完了した。

アプリのメインメニューからは、自分の電子運転免許証を閲覧することができ、そこでは運転者の氏名、身分証明証番号、国籍、生年月日、写真、免許取得日、有効期限、電子運転免許証の登録日時、交通処罰の点数⁶⁰等情報が記載されている。

電子運転免許証は、例えば以下のような場合に使用することができる。

- ① 有効な電子運転免許証を携帯することで自動車の運転をすることができる。したがって、運転免許証の携帯を忘れた場合でも携帯電話を携帯しており、電子運転免許証を提示することができれば、処罰されることはなくなる。
- ② 交通管理警察に免許の提出、提示が求められた場合、通常の運転免許証と同等の効力を有する。
- ③ 運転免許証の有効期間が満了した場合、電子運転免許証をもって更新の手続を行うことができる。
- ④ 車両保険の申請と請求を行う場合、保険会社は、運転者の電子運転免許証を確認することで、関連保険手続きを行うことができる。
- ⑤ レンタカーを借りる場合、運転者の電子運転免許証を確認することによって、運転資格の確認をすることができる。



⁶⁰ 中国では、交通違反をすると、過料の他に一定の点数が記録される。1年以内における違反の点数が12点に達した場合、免許が取り消され、再度取得しなければ、運転できなくなる。

なお、運転免許の対象となっている車種や証書の有効期間などの変更が生じた場合には、改めて、運転免許の電子版を申請する必要がある。

電子運転免許証が利用できることによって、運転免許証を常に携帯しておかなければならないというストレスから解放されたのは、ドライバーにとっては大きな意義があると思われる一方、日常生活においてスマートフォンを益々手放すことができなくなったともいえる。

(呉秀穎・中国法顧問)

2. 「浦東新区法規」が2本成立

本稿6月号で報告した全国人民代表大会常務委員会による「上海市人民代表大会及び常務委員会に浦東新区法規の制定を授権することに関する決定」に基づき、次の2つの「浦東新区法規」が9月28日付で公布された。

「浦東新区法規」とは、経済特区と同レベルの特例措置を定める立法権を上海市人民代表大会に与えるものであり、これまで上海市浦東新区が担ってきた、全国に先駆けた各種の革新的な政策の試行を、より実効的に行えるようにする意義がある。

全人代の授権からわずか2か月半のスピードで制定された最初の2本の「浦東新区法規」は、企業の参入と撤退という、経済活動の入口と出口における不便を解消し、より効率的な企業活動を推進するという意義を有する。

(1) 「上海市浦東新区の一業種一証書の改革を深化させる規定」⁶¹

「一業種一証書」⁶²というのは、例えばコンビニの経営について、食品経営許可、酒類商品小売許可証、煙草専売小売許可証、薬品小売企業許可、第2類医療器械経営届出、公衆が集まる場所における使用・営業前消防安全検査という6つの行政許可が必要になる場合、それらをまとめて1通の、「業界総合許可証」⁶³の申請・取得をすれば足りるという制度である。これは、既に昨年国務院の通達⁶⁴により、EC事業、インターネット病院、会計事務所、データセンター、建設、コンビニ、スーパーマーケット、飲食店、浴場、ホテル、薬局、書店、娯楽施設等、その事業を行うために複数の行政許認可を要する31の事業を対象に、浦東新区での試験的導入が認められている。

制度が導入されたものの、実務の現場では、せっかく1つの「業界総合許可証」を取得しても、別の場面で、その背後にある個別の許可証の取得・提示を求められることや、個別の許可証の期限や更新条件が共通しないことによる不具合も生じていたことに照らし、「浦東新区法規」の形で、より強力に、文字通り1通の「業界総合許可証」で事足りるようにする実務を確立すべく、今回の規定が制定されたという趣旨である。

⁶¹ 「上海市浦东新区深化“一业一证”改革规定」

⁶² 中国語で「一业一证」

⁶³ 中国語で「行业综合许可证」

⁶⁴ 「国务院关于上海市浦东新区开展“一业一证”改革试点大幅降低行业准入成本总体方案的批复」

本規定は、10月1日から施行される。

(2) 「上海市浦東新区市場主体退出の若干の規定」⁶⁵

中国における会社の清算・登記抹消は、従来、最低半年はかかるとされ、また、清算税務監査の実施など費用もかさみ、残余財産の送金に至る手続の不確実性も相俟って、中国から撤退する日系企業にとっては悩みの種となってきた。

清算手続が面倒であることは、内資企業にとっても同様であるが、一連の制度改革を経て、会社の設立・維持にかかる時間・費用が大幅に減る反面、より多くの会社が生まれては、事業の失敗や変更により消えていく状況である。ところが、費用も手間もなく、コンプライアンス意識も低い個人経営者は、使わなくなった会社をそのまま放置し、いわば「ゾンビ企業」として、空っぽの会社が多数残っているという社会問題が生じている。

これに対しては、オンラインでの簡易化された年度報告を要求し、それを怠る会社をブラックリストに載せて、それでも改善がなければ営業許可を取り消す制度や、債権債務がない会社について簡易清算を認める制度の導入など、アメとムチを併用して、「ゾンビ企業」の整理を促す制度が構築されてきた。

しかし、従来の制度では、必ず誰かが申請をしなければ、登記の抹消は実現されないため、関係当事者が音信不通となっている多くの「ゾンビ企業」は、営業許可取消処分を受けた後も、ずっと登記だけが抹消されずに法人格だけが残っているのが大半である。

営業許可取消は、会社法上、会社の解散原因の1つに過ぎず（会社法第180条第4号）、それにより解散した会社は、やはり清算委員会を設置して、清算を行う必要がある（会社法第183条）、清算が完了してから登記抹消を申請する必要がある（会社法第189条）。これは会社法が定めたルールであり、いかに、下位法令で、簡易清算の制度を導入したりして、清算の促進を図っても、会社法のルールそのものを乗り越えることはできなかった。

そこで、今回の「浦東新区法規」が出した目玉は、「強制除名」という制度である。

営業許可取消処分を受けて、6か月以内に清算委員会の設置に関する公告も、抹消登記申請もなされなかった会社については、登記機関は、強制除名の決定をすることができる。強制除名決定は、登録住所地への送達その他、60日間の公告に付され、その間、何らのアクションがない場合には、強制抹消の決定を行い、それをさらに60日間公告する。公告期間において債権者等の利害関係人の異議申し立てがなければ、強制抹消の効力が生じ、当該会社の法人格は消滅する。

かなり慎重なプロセスを規定しているが、誰も何も言っていない会社の法人格を、登記機関が一方的に抹消できるようにしたのは、ある意味会社法に対する重大な例外措置であり、まさに、「浦東新区法規」のような「法律」と同等の効力をもつ法規範によらなければ実現不可能な施策といえる。

⁶⁵ 「上海市浦東新区市場主体退出若干規定」

なお、清算義務を果たさずに強制的に抹消された会社の出資者は、引続き、債権者等の利害関係人に対して民事責任を負うものとされており、株主有限責任に対する例外を定めているともいえる。これも、まさに、「浦東新区法規」でこそなしうる業といえよう。

本規定は、11月1日から施行される。

(山根基宏・弁護士)

TMI 中国最新法令情報—2021年9月号—

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発行日：2021年10月1日